

教 育 委 員 会 9 月 定 例 会 会 議 録

会議名 教育委員会 9 月定例会

開催日 平成28年 9 月23日（金）午後 3 時～午後 3 時41分

開催場所 本庁 2 階 第 1 会議室

出席委員 村田委員長、岩根委員長職務代理者、藤田委員、玉井委員、高須教育長
事務局等出席者

萩野学校教育部長、有山教育監、山崎教育監、良社会教育部長、藏守学校教育部長次長兼教育政策総務課長、田伏社会教育部次長兼社会教育課長、青木社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長、法元施設給食課長、田井学務課長、野呂教育指導課長、遠藤教育研修センター所長、赤堀文化スポーツ室課長、尾崎中央図書館長、長澤青少年課長、川原青少年課長、山口教育政策総務課係長、高宮教育政策総務課係長、竹中教育政策総務課副係長、北川（教育政策総務課担当）

○村田委員長

ただ今から教育委員会 9 月定例会を始めさせていただきます。

本日の案件は、報告事項が 2 件、議決事項が 3 件でございます。

本日の署名委員は、岩根委員にお願いします。

本日の配付資料について確認をいたします。事務局から説明をお願いします。

○藏守学校教育部長次長兼教育政策総務課長

本日の配付資料を確認させていただきます。

まず、教育委員会定例会の議案書、議案第31号関係の資料、2016エンジョイフェスタ in ねやがわの資料でございます。

以上でございます。

○村田委員長

それでは、議案書 1 ページ・2 ページ、8 月・9 月教育委員会一般事務報告についてお伺いいたします。

事務局から報告事項はありますか。

○藏守学校教育部長次長兼教育政策総務課長

行事関係の報告でございます。9 月13日から15日に市議会定例会で一般質問が行われました。なお、8 月の教育委員会定例会において御承認いただきました市長からの意見聴取に関する議案につきましては、9 月市議会定例会におきまして、平成27年度寝屋川市一般会計歳入歳出決算認定については決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとされ、それ以外は全て可決されましたことを、併せて報告

させていただきます。

また、9月16日に教育委員学校訪問及び教育委員懇話会がございました。

続きまして、教育委員会の後援の状況について御報告を申し上げます。

8月13日から9月16日までの教育委員会の後援状況でございますが、全体で15件ございました。そのうち、新規の後援は2件でございます。1件目が、まちと人とのふれあいを目的に行われる手作りキャンドルコーナーや無料模擬店等のイベントでございます。2件目は、中学校の技術・家庭科教育の発展を目的とした研究大会でございます。その他、継続の後援が13件ございました。

以上でございます。

○村田委員長

ただ今の報告に対しまして、御意見、御質問はありますか。

ほかに報告事項はありませんか。

○野呂教育指導課長

9月2日に、市の学童水泳記録会が各中学校区ごとに行われました。全小学校5、6年生が参加し、日頃の練習の成果を発揮するとともに、どの会場も自分の学校への声援だけではなく、相手校に対しても大きな声で一生懸命声援を送る姿が見られました。会の進行についても、子供たち自身で進める学校もあり、各会場ともとても良い雰囲気であったと聞いております。さらに、中学校の水泳部が参加し、模範泳法の披露を行い、掲示係を手伝うなど小中学校間の子供たちの交流も行われたとの報告を受けております。

以上です。

○村田委員長

ただ今の報告に関しまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

ほかに報告事項はありませんか。

○遠藤教育研修センター所長

8月30日に寝屋川教育フォーラム2016を開催いたしました。本年度は、「未来につながる寝屋川市小中一貫教育～11年間の歩みと今後の展望～」をテーマに開催し、1,131名の参加がありました。

以上でございます。

○村田委員長

ただ今の報告に対しまして、御意見、御質問はありませんか。

では、学校訪問を行いましたので、感想をお願いします。

○藤田委員

16日に、楠根小学校と中木田中学校に行かせていただきました。

楠根小学校は小規模校ですが、どのクラスもICTを活用し、電子黒板、タブレットパソコン、書画カメラを活用した授業をされていました。落ちついた雰囲気で授業をされていました。若い先生が非常に多く、ミドルリーダーはお二人ぐらいで、先生方

の年代が変わってきたなと感じました。

中木田中学校では、課題を抱えている子供たちに対して、先生方がチーム一丸となって取り組んでおられる姿が見られたことが良かったです。先生方の努力、チームワークを感じることができました。協同的な学びの取組では、班体制にするなど工夫されていましたが、時間的な関係で授業に上手く取り組めたところが見ることができず残念でした。

運動会に向けて、3年生男子の集団行動や女子のダンスを作り上げている様子も見せていただき、運動会が楽しみだなと感じました。

今までにいろいろな学校を訪問してきましたが、どの学校の評議員さんも教職員よりも長く地域に住まれ、学校を応援する気持ちがすごく伝わってきました。今回も、評議員さんが熱く学校のことを語られていたのが印象的でした。

以上です。

○玉井委員

楠根小学校は、1・6年生は2学級、ほかの学年は1学級の小さな学校で、授業も他の学校とは違うこじんまりした良い雰囲気を感じました。地域とのつながりが非常に強く、見守りや学習等に地域のボランティアの方々の協力が非常に大きい力となっているのですが、高齢化に伴ってボランティアの方も減少していることが今後の課題だということでした。評議員の方もいつもボランティアとして参加されていて、非常に熱い思いをお持ちで、家庭と地域がとても大事で、その小さな社会で子供たちにいろいろなことを学んでほしい、少ない人数だからできることをやっていきたい、と非常に熱心にお話ししていただきました。

学校生活の中では、学年の縦の関係を密にする工夫があったり、小規模校ならではの取組がいろいろとなされていました。

中木田中学校は、若い先生が多く、1・2年生に関しては30歳代前半、3年生で50歳前ぐらいの平均年齢で、40歳代、50歳代が少ないということでしたが、先生方の雰囲気、置かれている立場、年代は違いますがその中でチームワークが図られていました。また、アクティブ・ラーニングを目指しているということで、その取組の一端を幾つか見させていただきました。授業の中で子供たちがグループで相談し合う時間がありましたし、体育館では、女子生徒がダンスをしていたのですが、基本の形や基礎を先生が作られて、ダンス委員が舞台上で指導をして、ほかの何十人かは、舞台の下で指導を受ける教え合いをしていました。見ていてもどかしい場面もありましたが、先生がすぐに手伝わなくて見守ることで、子供たちは学び合いを実践しているのだなという印象を受けました。

以上です。

○高須教育長

評議員さんについて少し補足させていただきます。楠根小学校は2名の評議員さんが、非常に熱心で学校の細かい所まで協力いただいているという様子がよく分かりま

した。中木田中学校は、PTA会長が評議員さんということで、いろいろな所で熱心にPTA活動をやっていただいています。また、中学生の深夜徘徊等々についても、自分たちで行動していこうという意識をお持ちで、非常にありがたいと感じています。

寝屋川市は評議員制度を採っております、評議員さんの様々な御意見をお伺いしながら、学校運営、学校経営を今後ともしっかりやっていただきたいと改めて思いました。

以上です。

○村田委員長

ほかに報告事項はございますか。

ないようですので、次に3ページ・4ページ、9月・10月教育委員会行事計画書について、お伺いいたします。

○蔵守学校教育部次長兼教育政策総務課長

10月11日から14日までの間に、決算審査特別委員会が開催される予定となっております。

続きまして、10月21日に教育委員学校訪問及び教育委員社会教育施設訪問、10月26日に教育委員懇話会及び教育委員会10月定例会を予定しております。

以上でございます。

○村田委員長

ただ今の報告事項につきまして御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございますか。

○野呂教育指導課長

秋の小学校の運動会、中学校の体育大会の開催につきましては、小学校は9月25日に2校、10月2日に8校、中学校は10月1日に7校となっております。

以上でございます。

○村田委員長

ただ今の報告事項につきまして御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございますか。

○青木社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長

10月16日にエンジョイフェスタinねやがわが開催されます。打上川治水緑地大広場におきまして、開会式、開会宣言等の後、9時30分から競技を実施してまいります。

以上でございます。

○村田委員長

この件につきまして、御質問はございませんか。

ではほかに、報告事項はありますでしょうか。

ないようですので、9月・10月教育委員会行事計画書については、予定どおりよろしくお願いたします。

次に、5ページです。

報告第33号、寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

○田井学務課長

ただ今御上程いただきました報告第33号、寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理しましたので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

改正理由といたしまして、子供を療育する教職員の福祉の増進、公務能率の向上を図る観点から、当該教職員に係る早出遅出勤務制度において子供の保育所等への送迎から子供の療育に拡大されるとともに、早出勤務が15分から30分に変更したことにより、所要の改正が必要となったためでございます。

それでは、議案書の朗読を省略させていただき、7ページの新旧対照表に基づき御説明申し上げます。

右が現行規則で、左が改正案でございます。育児又は介護を行う職員についての特例について、第4条の第2として、第2条及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める事由によりその変更の必要があると認められる当該職員の勤務時間の割振り及び休憩時間は、別に定めるとありますが、休憩時間の後に「、公務の運営に支障がない場合に限り」を追記いたします。

また、第4条の2第1項で、小学校就学の始期に達しない子のある職員 当該子の「保育所等への送迎」と規定していたものを、改正案では、小学校就学の始期に達しない子のある職員 当該子の「養育」と規定させていただくものでございます。

なお、附則といたしまして、この規則は平成28年9月1日から施行するものとしております。

以上です。

○村田委員長

それでは、ただ今の報告に対しまして、御意見、御質問はありませんか。

では、ないようですのでお諮りします。

報告第33号、寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則についてを報告どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

はい、御異議なしと認めます。よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、8ページです。

報告第34号、懲戒処分に関する内申についてを議題といたします。

なお、本件につきましては、人事案件でございますので、非公開にいたしたいと思っております。

非公開とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

御同意いただきましたので、本案は、寝屋川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の適用前における寝屋川市教育委員会会議規則第7条の規定に基づき、非公開とさせていただきます。

恐れ入りますが、関係者以外の方及び傍聴の方は、一旦御退席いただきますようお願いいたします。

(関係者以外退室)

(関係者以外入室)

○村田委員長

ただ今意見がまとまりましたので、報告第34号、懲戒処分に関する内申についてを、報告どおり承認いたします。

次に、議決事項に移ります。

9ページです。

議案第30号、行政不服審査法第9条第4項の規定の運用についてを議題といたします。

○蔵守学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案第30号、行政不服審査法第9条第4項の規定の運用につきまして、教育委員会が審査庁となる場合、審査請求人等の口頭意見陳述等の手続について、必要があると認める場合を除き、教育委員会事務局職員に当該手続を行わせるため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

9ページを御覧ください。

改正行政不服審査法が平成28年4月1日に施行され、新たに審理員の規定等が新設されました。教育委員会は、審査請求の審理及び判断について公正かつ慎重に行われることが制度上担保されていると考えられることから、審理員の指名を要しないこととされています。

この場合、審査庁、教育委員会が審理手続を実施することになり、法第9条第4項において、審査庁、教育委員会の職員に口頭意見陳述、参考人陳述、検証、質問、審理手続の申立てに関する意見の聴取の手続を行わせることも可能であると規定されていることから、教育委員会が審査庁となる場合、必要があると認める場合を除くほか、教育委員会の事務局職員に当該手続を行わせることにより、手続の迅速化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○村田委員長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

ないようですので、お諮りします。

議案第30号、行政不服審査法第9条第4項の規定の運用についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

異議なしと認めます。よって本案は原案どおり議決いたします。

次に、10ページです。

議案第31号、平成27年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の結果についてを議題といたします。

○蔵守学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案第31号、平成27年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の結果につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、2回の教育行政事務の点検及び評価に関する会議を経て、平成27年度教育に関する事務の点検・評価報告書及び概要版を作成いたしましたので、市議会への報告書の提出及び市民へ公表するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、内容につきまして御説明をさせていただきます。

別冊の平成27年度教育に関する事務の点検・評価報告書を御覧いただけますでしょうか。

まず、1ページ目につきましては点検・評価の方法につきまして、点検評価の対象は、「寝屋川市教育大綱」の実現に向け、計画的に施策・事業の取組を推進するために策定いたしました「寝屋川市教育大綱実施計画」に基づいた主な事業でございます。

次に、3ページ以降につきましては、点検評価の結果でございまして、「重点取組項目1、小中一貫教育の推進（特色ある中学校区づくり）」から、「重点取組項目10、学習活動の充実」の点検評価となっております。個別の内容につきましては、既に教育行政事務の点検及び評価に関する会議においてお示しをさせていただいておりますので、説明は省略させていただきます。

以上です。

○村田委員長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

○岩根委員長職務代理者

2回に分けて点検・評価をしたのですが、その中で、学識経験者である西川先生等から指摘を受けて、変更したところがありますか。

○蔵守学校教育部次長兼教育政策総務課長

9ページを御覧ください。構成取組④の教育関係職員研修事業におきまして、取組内容の中で、小中一貫教育推進教職員短期留学の派遣先と主な研修内容を書いておりますが、更に評価としてそれぞれの成果を書いたほうが良いのではないかという指摘を受けまして、その辺りを加えております。

また、全体的に各教育大綱重点取組の総合評価の欄で、アドバイザーからの意見という形で指摘を受けました意見につきまして記載させていただいておりますので、御参照いただければと思います。

以上でございます。

○村田委員長

ほかに御意見、御質問はございますか。

では、ないようですので、お諮りします。

議案第31号、平成27年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の結果についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

異議なしと認めます。よって本案は原案どおり議決いたします。

次に、11ページです。

議案第32号、寝屋川市いじめ問題対策委員会規則の制定についてを議題といたします。

○野呂教育指導課長

ただ今御上程いただきました議案第32号、寝屋川市いじめ問題対策委員会規則の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、9月市議会定例会において、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正の議決を受けたことに伴い、教育委員会の附属機関として寝屋川市いじめ問題対策委員会を設置するため、規則の制定を行うもので、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただきまして、本案制定内容につきまして御説明をさせていただきます。

12ページを御覧ください。

第1条につきましては、本規則の趣旨を定めるものでございます。

第2条につきましては、委員を6人以内で組織すること、及び委員の構成について定めるものでございます。第3条は委員の任期について、第4条は守秘義務について、第5条は委員長及び副委員長の選任について、また第6条につきましては臨時委員について定めるものでございます。第7条につきましては会議の開催について、第8条につきましては資料提出等の請求等について、第9条は委員会の庶務、第10条は委任事項について定めるものでございます。

最後に、附則といたしまして施行期日は公布の日としております。

以上です。

○村田委員長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございますか。

ないようですのでお諮りします。

議案第32号、寝屋川市いじめ問題対策委員会規則の制定についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

以上で、予定の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして教育委員会9月定例会を終了させていただきます。